

## 納税義務者が亡くなった場合の自動車税の還付手続きについて

\* 銀行預金等相続手続きで利用した書類一式（コピー可）が必要となります。  
具体的には、以下の書類が必要となります。

- 1 相続人代表者指定届出書
- 2 振込先口座記入用紙（裏面へ記載）
- 3 公金送金通知書（被相続人に宛てたもの）
- 4 相続に関する書類

### （1）相続人が確定している場合

ア 次の書面のうち、いずれかひとつを提出

- （ア）法定相続情報一覧図（法務局発行）
- （イ）遺産分割協議書
- （ウ）遺言書

イ 次の書面を所持していれば、合わせて提出

（ア）還付を受ける自動車の相続人が分かる書面（具体的には戸籍謄本等） など

※（ア）なるべく提出してください。

（イ）相続放棄受理証明書

### （2）相続人が確定していない場合

次の書面すべてをご用意ください。

ア お亡くなりになった方の出生から亡くなるまでのすべての戸籍謄本

イ 相続人の戸籍（被相続人との関係が分かるものすべて）

不明点がある場合は、担当までお問い合わせください。

## ※ 注意

提出いただいた戸籍などに不足などがある場合には、追加で書類の提出をお願いすることがあります。

また、当事務所において調査や確認の必要があると判断した場合には、関係機関へ照会等を行うため、相当の日数を要することがあります。その場合には、口座振込まで

**3か月以上**のお時間をいただくこともありますので、あらかじめ御了承ください。